

参加費
無料

消費者月間(5月)・消費者の日(5月30日) 消費者の責任について考える 2025

～持続可能な社会の実現のために～

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」(現 消費者基本法)が制定されたことから、制定10周年の昭和53年から5月30日は「消費者の日」、制定20周年の昭和63年から5月は「消費者月間」と定められています。
この機会に、消費者・事業者の責任について活動している6つの団体が連携して、ウェビナーイベントを開催します。

報告・提言

～テーマ:消費生活用製品安全法等の改正を受けて～

1.「消費生活用製品安全法」の改正と消費者の役割

～子供用製品の安全を中心に～

NACS会員、日本子ども学会 常任理事 所 真里子

2. 国際認証ラベルに関する認知度調査の結果概要

一般社団法人 日本サステナブル・ラベル協会 代表理事 山口真奈美

3.「安全」に関するマークや表示制度について

一般財団法人 電気安全環境研究所 電気製品安全センター 副所長 桑原崇

※上記報告の後、質疑応答を行います。

消費者の権利

- ① 安全が確保される権利
- ② 選択する権利
- ③ 知らされる権利
- ④ 意見が反映される権利
- ⑤ 消費者教育を受けられる権利
- ⑥ 被害の救済を受けられる権利
- ⑦ 基本的な需要が満たされる権利
- ⑧ 健全な環境が確保される権利

消費者の責任

- ① 商品や価格などの情報に
疑問や関心をもつ責任
- ② 公正な取引が実現されるよう
に主張し、行動する責任
- ③ 自分の消費行動が社会(特に弱者)
に与える影響を自覚する責任
- ④ 自分の消費行動が環境に
与える影響を自覚する責任
- ⑤ 消費者として団結し、
連帯する責任

【日時】 2025年5月29日(木)
10:00～12:00 (9:50 入室開始)

【場所】 ZOOMオンラインウェビナー
【定員】 250名(定員になり次第締め切らせて頂きます。)
【申込】 右の二次元バーコードから参加登録をお願いします。

地方創生 SDGs
官民連携
プラットフォーム



安全とSDGs分科会

●お問い合わせ●

TEL 078-771-5135

JET(電気安全環境研究所)

担当:桑原(くわはら)

主催・共催： 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)
一般社団法人 日本エンシカル推進協議会(JEI)
一般社団法人 日本サステナブル・ラベル協会(JSL)
一般社団法人 APL-Japan(APL) ※旧:PL対策推進協議会から改称
一般財団法人 製品安全協会(CPSA)
一般財団法人 電気安全環境研究所(JET)

企画運営： 地方創生SDGs官民連携プラットフォーム『安全とSDGs分科会』